

## 肝付町 農業経営 安定助成金

応募締め切り 助成額  
8/28(金) 30万円  
(一人当たり)



肝付町の将来の農業を担っていく新規参入者及び農業後継者の農業経営安定へ向けた支援を行います。

<b>助成対象者</b>	<p>新規参入者等のうち、以下に定める要件に該当する者で営農意欲が高く、将来地域の農業を担っていく能力があると判断できる者</p> <p>(1) 肝付町に住所を有する者                  (2) 6月末現在で経営を開始してから1年以上3年以下の就農実績がある者                  (3) 経営開始時に年齢が50歳未満の者                  (4) 認定就農者、認定新規就農者又は認定農業者である者                  (5) 直近の営農実績(確定申告書・B表)が提出できる者                  (6) 経営主である者                  (7) 町税等の未納のない者                  (8) その他必要に応じて町長が定める者</p>
<b>申請方法等</b>	<p>助成金交付申請書など必要書類の提出が必要となります。詳細については、お問い合わせください。</p> <p>○審査会で審査を行い、助成金の交付又は不交付を決定することになります。</p> <p>○助成金を受けた方は、3年間の営農状況の報告が義務付けられます。</p> <p>○助成金受領後に離農や町税等の滞納があった場合は、助成金の一部返納等が求められます。</p>
<b>提出先・お問い合わせ先</b>	肝付町役場 農業振興課 ☎ 0994(65)8417

## 肝付町野菜産地形成推進事業補助金

野菜の作付普及を目的として肝付町野菜産地形成推進事業補助金を交付します。

### ●事業の対象者

- 1 農業者、農業者組織、法人
- 2 町内全域の畑地(畑地での施設栽培も含む。)で生産された野菜、または肝付町農林業技術員連絡協議会農政企画委員会において認められた品目の新規作付または作付面積の拡大を行うこと。
- 3 販売先が確保又は検討されていること。
- 4 肝付町に住所を有し、町税等の未納がないこと。

### ●補助額

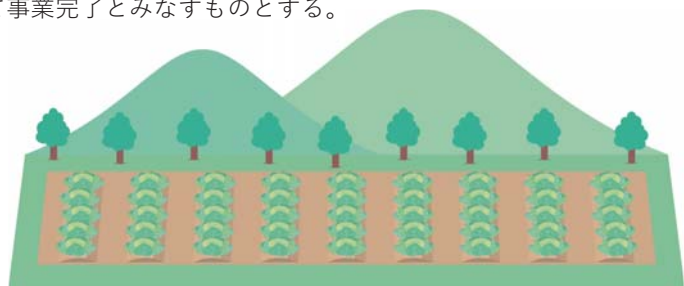
予算の範囲内において交付します。

- 1 新規作物の作付面積に対して1,000㎡(10a)当たり2万円(以内)を乗じた額とする。  
1,000円未満の端数は切捨てる。
- 2 前作の作付面積に対し今作の作付面積の拡大分に対して1,000㎡(10a)当たり2万円(以内)を乗じた額とする。1,000円未満の端数は切捨てる。
- 3 前各号の取組について年度内における1品目当たりの上限は200,000円(以内)とする。  
※年度内に作付けを開始し、収穫を完了する場合とする。ただし、同一年度内に作付けから収穫まで完了する見込みのものについては、収穫を以って事業完了とみなすものとする。

### ●補助金の申請に必要な書類

- ・事業実施計画書
- ・前作の作付ほ場番号一覧
- ・今作の作付(予定)ほ場番号一覧

申請期限：令和9年3月1日(月)



お問い合わせ先 肝付町役場 農業振興課 ☎ 0994(65)8417